

西香川病院譲渡および医師会の経営委託の経過

平成 8 年ごろから相馬高瀬町長から、国立西香川病院の国からの譲渡問題について医師会に意向打診

H8.6.4 西香川病院運営委員会 2/26

H9.8.6 同上

11.5 同上

H9.11.17 西香川運問題検討会（医師会）---積極派、慎重派、反対派

12.22 臨時総会で受託決定

H10.6 高瀬町議会で譲渡受諾決定

10.8.6 高瀬町役場、議会に出席し医師会側の参考意見を聞かれる

8.17 西香川連絡協議会

9.4 西香川現場視察

9.7 協議会

9.28 協議会

10.14 三者協議会

10.26 西香川理事会

(11.5 三者会談)

(11.16 三者協議会)

12.5 臨時理事会 覚書了承 12.18 臨時総会で受諾決定の運び

12.6 門脇会長、相馬町長と会見

12.7 第 12 条 破棄の通告

12.8 臨時理事会で受諾拒否決定

厚生省から吹野室長がきて、高瀬町を説得

H11.1.18 高瀬町議会全員協議会で 12 条にかわる、念書採択

1.18 臨時理事会で受託決定

1.27 臨時総会で受託決定

4.30 厚生省との打ち合わせ

8.28 職員採用開始(何とか 8 割引譲渡の条件の 27 名以上の常勤職員確保)

H12.2.1 開院

覚書による基本合意事項（案）

高瀬町（以下「甲」という。）と社団法人観音寺市・三豊郡医師会（以下「乙」という。）が、町立西香川病院（仮称）（以下「病院」という。）の管理運営について、下記事項について合意する。

記

1. 甲と乙は、地域の医療、福祉、保健の発展を目的に協力して病院事業にあたる。
2. 甲は、^{地方公営}地方公営企業法（以下「法」という。）に基づき病院事業を経営することとし、同事業については乙に委託し、乙が維持、管理、運営を行う。なお、病院の維持、管理、運営について、甲は委託期間中の各決算時に赤字補填をしない。
3. 甲は、乙に対し病院に係る土地、建物、医療機器等の有形固定資産を無償で貸与し、乙に委託した病院の管理運営業務に関する重要な事項については、甲に協議するものとする。
4. 国から甲が上記有形固定資産を含む資産の譲渡を受けた後、病院の施設改修及び医療機器備品等の新たな整備については、甲乙協議のうえ対応するものとする。なお、国の補助及び起債が対象外になった経費については、原則として乙が負担する。
5. 消費税については委託料の中に含み、乙が納税する。
6. 甲は、固定資産の実質的管理及び台帳整備を行う。
7. 覚書③で定める甲の必要とする経費は、下記事項とする。
 - ① 地方債にかかる元利償還金
 - ② 減価償却費（医療機器、建物設備、備品等）
 - ③ 起債対象外購入費（医療機器、備品等）にかかる減価償却費分

④ 病院管理運営委員会（仮称）運営経費

⑤ 一時借入金利息

8. 覚書③の甲の必要とする経費は、国及び県からの地方交付税・補助金等の総額を限度とする。

9. 法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則に示されている事務（病院事業特別会計）及び各種補助金等申請は甲が行うものとし、これら申請に伴う事務に必要な資料については、乙が提供する。

10. 開院までに予想される下記経費については、甲が負担する。

① コンサルタント委託費

② 道路案内標識変更費

③ 開院パンフレット作成費

④ 諸費用等

11. 甲は、医師会協力金（病院経営検討運営費）として乙に委託開始年度から10年間300万円を支払う。

12. 病院経営を10年間以上継続した後、運営が著しく困難となった場合は、甲乙協議のうえ、病院に関わる施設（土地、建物）の時価評価額のうち、実質取得額等の範囲内において清算にあてることができる。

13. 上記合意事項に定めのない事項及びこの合意事項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 高 瀬 町 長

乙 社団法人 三 音 寺 市 医師会 会長

国立西香川病院の高瀬町への委譲後の、当医師会への管理運営委託につきましては、当地区の医療事情を熟知しているものとして、当医師会でも十分に討議し、平成9年12月22日に、臨時総会を開催し、受託を医師会として決定いたしました。

平成10年6月に貴町議会での決議の後、三者協議会で種々具体的に検討してきたところであり、しかし、運営委託を受けて後、「善良なる管理者」として、運営に全力をあげても、決して赤字を出さないとは、如何に現時点での試算が赤字を否定しても、現今の医療事情の推移をみても断言はできません。もし赤字が累積するような事態に立ち至った時は、医師会が赤字の責任をすべて負わなければならないという片務的契約であれば、医師会員から、そこまで危険を冒してまでも何故運営に協力しなければならないのかという疑問がでるのは当然のことでありました。従って、医師会の有限責任を規定するのが、合意事項の12項の精神でありました。そしてこれは三者協議会及び作業部会での最終的な合意事項でもありました。当医師会もこの三者協議会での最終合意案である、①覚書による基本合意事項、②高瀬町立西香川病院管理委託契約書を平成10年12月5日の臨時理事会で了承し、12月18日の臨時総会で会員全体了承を得る準備をしておりました。しかるに三者協議会での合意事項である覚書による基本的合意事項中の第12項が貴特別委員会および全員協議会で否決された旨の通知を12月7日に突然うけました。

この条項は当医師会の最も関心を寄せるべき基本的な重要部分であり、これが高瀬町において否決された以上、当医師会としては運営委託を受諾できないとの結論に12月8日の定例理事会において決しました。

以上回答申し上げます。

念 書

高瀬町は、国立療養所西香川病院の経営移譲を受け、高瀬町立西香川病院（仮称）として設立し、すでに到来している高齢化社会に適応した地域における保健、医療、福祉の拠点施設としてその充実を図りたい。

については、病院の管理運営を社団法人観音寺市・三豊郡医師会に管理委託し、管理委託契約書に基づき10年以上病院運営を継続していただき、健全な病院運営に最大限の努力をお願いしたい。

町立病院は、あくまで住民のための施設として永久的に存続させたいというのが願望であり、町立病院経営の最終的な責任は、町立病院の設置者である高瀬町にあります。

平成11年1月18日

社団法人 観音寺市 医師会
三豊郡
会長 門 脇 昱 殿

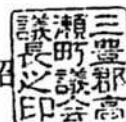
高瀬町長 相馬 繁



上記念書は、原案どおり平成11年1月18日の全員協議会で承認されたことを証明する。

平成11年1月18日

高瀬町議会議長 前川和昭



2000年（平成12年）2月1日 開院

職員数 91名

内、国からの引き継ぎ職員 36名

（内、定員内職員 28名）

特例譲渡（8割引）を満たす条件；定員内職員の1/3（27名）の引継

10年間は医療施設として運営すること

↓

この結果、譲渡額は2割となった。

引き継ぎ時の見積額（土地、建物）約20億円 → 高瀬町は約4億円で購入できた。

（2.5割）

契約事項（契約書、覚書、念書）により

- ・高瀬町は経営を10年間、医師会に委託する。
- ・高瀬町が経営の最終責任をもつ。
- ・運営方針は年2回の運営協議会で協議する。
- ・取得時ならびにその後の整備についての起債償還は交付税をもって充てる。

黒字は「これも経営者」

（交付税相当分以外には、高瀬町から一般財源の投入はない。）

2.5%

収益概要

	国立（H10年度）	町立（H14年度）	町立（H17年度）
入院収益	891,245	831,157	880,697
外来収益	222,344	187,849	378,103
医業収益	1,113,589	1,019,006	1,258,800
人件費	850,106	537,961	717,240
材料費	315,511	142,747	103,568
経費	104,742	277,734	292,561
医業費用	1,270,359	958,442	1,113,369
医業利益	-156,770	60,564	145,431